

**第1回市民活動交流センター カフェ・ショップ出店者選定委員会
(第17回市民活動交流センター管理運営ワークショップ)
プログラム**

日時：平成26年11月18日（火）14：00～16：00

場所：本庄市役所 職員厚生室

プログラム

時 間	内 容	備 考
～14:00	受付	
14:00～14:05	(1) 今日の進め方【5分】	資料1
14:05～14:10	(2) 前回ワークショップのふりかえり【5分】 ・ 前回課題のまとめ ・ なんでもアンケートのまとめ	資料2 資料3
14:10～14:15	(3) ミニレクチャー【5分】 市民活動交流センター カフェ・ショップ出店者選定委員会について ・ 出店者選定委員会設置要綱の確認 ・ 出店者選定委員会委員名簿の確認	資料4 資料5
14:15～15:05	第1回市民活動交流センター カフェ・ショップ出店者選考委員会 次 第 議長：市民生活部長 1. 議題 (1) <u>カフェ出店者募集要項（案）</u> について【50分】 ・ 事前配布した「カフェ出店者募集要項（案）」について、事務局より説明をさせていただき、皆様からご意見を伺います。	事前配布資料
15:05～15:50	(2) <u>ショップ出店者募集要項（案）</u> について【45分】 ・ 事前配布した「ショップ出店者募集要項（案）」について、事務局より説明をさせていただき、皆様からご意見を伺います。	事前配布資料
15:50～15:55	2. その他 ・ 今後のスケジュール【5分】	資料6
15:55～16:00	(4) 次回の予定、メンバーからのお知らせ【5分】 ・ 次回ワークショップの内容について説明します（開催通知配布） ・ メンバーからイベント等のお知らせがあればお願いします	

第16回管理運営WS課題まとめ「パンフレットについて」

検討項目	意見やアイデア	
	Aグループ	Bグループ
作成の目的は？	<ul style="list-style-type: none"> 施設の案内 どんな施設なのかを市民に知ってもらう 市民活動、ボランティア活動に興味を持ってもらう はにぼんプラザは、本庄市の文化を発信する場所、新しい文化を創造する場所であり、この施設に合ったパンフレットを作成してもらいたい 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットは、目的別・配布先別に作成 <ul style="list-style-type: none"> ◆総合案内パンフレット：B4サイズ、三つ折り ◆個別案内パンフレット：B5サイズ程度 (例：学校用、ボランティア団体・NPO法人用、事業用) 様々な用途があるので、利用する人達に分かりやすいよう、目的別・配布先別に作成し、「目的」を強調する
ターゲットは？	<ul style="list-style-type: none"> 全市民 学童を含めた青少年、働き盛りの青壮年、高齢者や各団塊の世代等、様々な人達を対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> 市民 施設利用者
施設の特徴は？	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代も交流したり、利用できる施設 働き盛りの人達の憩いの場 高齢者も安心して趣味を活かした活動ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の図面 ステージの広さや高さ、設置可能な看板の大きさ、収容人数等は施設の特徴なので、記載してほしい 各施設の特徴などをイメージしてもらうために、写真を載せる
載せるべき内容は？ (市民が知りたい情報は？)	<ul style="list-style-type: none"> 利用方法や利用料金 各施設の写真 明るいイメージで、スポーツや民踊、ダンスなど、趣味を通して健康づくりをしたり、様々なことを学べる施設として利用できること 見る・聞く・話す・作る・飾ることができる施設 学んだことを発表したり、展示したり、情報交換ができること(切磋琢磨)を記載してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 全景写真(初めて訪れる人達の目印となる) コンセプト 利用手順と利用料金 <ul style="list-style-type: none"> ◆分かりやすくする ◆単位を明示(「円」だけではなく、「円/1H」、「円/1回」等) 施設平面図(位置図は不要) 各部屋の用途例 写真やイラスト等を用いてイメージしやすくする 利用可能な機材や備品一覧 施設で何が利用可・不可なのかを記載してほしい 所在地、電話やFAX、ホームページアドレス 所在地や地図は一番目立つ場所に記載する 交通の案内 <ul style="list-style-type: none"> ◆地図やアクセス方法と時間、駐車場の位置や収容台数 ◆はにぼん号等の巡回バスの時刻とルート 展示ホールの年間展示予定表(別刷り) はにぼんの紹介、はにぼんプラザの愛称説明 はにぼんの認知度を高めるため、また、なぜ「はにぼんプラザ」という愛称をつけたのかという説明も必要ではないか
ページ数や装丁等の構成の工夫は？ (紙の大きさや折り方、情報の掲載順序等…)	<ul style="list-style-type: none"> 大きい文字で、写真やイラストの説明入り 文字ばかりでは読まない、見ない 文字は少なく、図や絵、写真を多くする 鞆に入るくらいの大きさ(参考：伊勢崎市民プラザ) 見開きで全体が分かる装丁 (参考：越谷市市民活動支援センター) A4サイズ、四つ折り 細かい内容については別冊に記載(参考：伊勢崎市民プラザ) 料金表は別刷り 	<ul style="list-style-type: none"> 文字のサイズは大きくし、箇条書きで読み易くする 料金表は別冊 料金等の改訂される可能性が高いものは別冊に記載 A4サイズ以内で、カラー印刷 B4サイズ グレースケール 用紙：つや消し カラー印刷で、用紙は安いものを使用 捨てられることも考え、適度な紙質とする ホームページなどにパンフレットを掲載する際には、印刷をした文字が小さくなる場合があるので、出力対応する
その他何でも (キャッチコピー、情報の掲載順序、紙質、写真、色等…)	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の紹介写真、利用案内、図面、料金表 施設全体のイメージ写真 見る、聴く、学ぶ 「はにぼん」を表紙に入れる 表紙にキャッチコピーがあると良い キャッチコピーはダサくならないように、専門家の意見を聞いた方がよい(一般の方のアイデアも大切である) 訪れてみたくなるようなパンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> 「本庄市の色」があるなら、パンフレットも市のカラーにする 贅沢な仕様でなくても良い 飲食店や弁当屋などの一般企業に広告を出してもらって 企業に印刷代を一部負担してもらい作成することができ、また、はにぼんプラザで飲食したり、近隣で飲食できる店の紹介としても活用できる 空きスペースは勿体ないので、作らない 様々な情報を記載する等、空きスペースを有効活用する

第16回 市民活動交流センター 管理運営ワークショップ なんでもアンケートのまとめ

今日のワークショップについて

No.	メンバーの皆さんより	事務局より
1	<p>【感想】 代理で出席させていただきましたが、色々意見を出すことができよかったです。</p> <p>【言い忘れ】 パンフレットの中の説明にも「はにぼん」を登場させるといいかと思えます。(スポレクのパンフレットに色々なはにぼんがいたのよかったです)</p>	<p>忙しい中のご出席、ありがとうございました。新たな視点からのご意見をいただくことができるので、代理での出席も大歓迎です。多くの方に施設のことを知っていただくことにもなりますので、都合がつかない場合には、是非、代理の方に出席を依頼していただけると幸いです。</p> <p>また、愛称が「はにぼんプラザ」に決まりましたので、パンフレットにも「はにぼん」を入れるアイデアは素晴らしいと思います。検討させていただきます。</p>
2	<p>【言い忘れ】 (1階配置図) 出入口が4ヶ所あり管理上大変ではないか。</p>	<p>はにぼんプラザは、利用者の利便性に考慮し、1階に4ヶ所、2階に2ヶ所の出入口を設けています。施設の性格上、不特定多数の方が利用する施設になりますので、施設を適切に管理するために、出入口付近や展示ホールを中心に防犯カメラを設置することになっています。</p>
3	<p>【感想】 「市民活動交流センターの設置及び管理に関する条例」及び利用案内について』説明いただき利用についてのイメージができました。</p>	<p>条例が9月議会で可決され、ようやく具体的な内容を説明できるようになりました。条文については、ワークショップのメンバーの皆さんにもご意見やアイデアをいただきながら進めてきましたので、事務局としても本当にうれしく思います。みんなに愛され、使いやすい施設となるように、今後ともご協力をよろしくお願いします。</p>
4	<p>【感想】 今日は皆さんの意見が良く出ていたと思います。 コミュニティセンター利用者に新施設の事について質問されます。頂いた決まった情報は伝えたいと思います。</p>	<p>今回は、パンフレットについてアイデアをいただきましたが、比較的イメージしやすく、意見が出しやすい内容だったのではないのでしょうか。たくさんの素晴らしいアイデアをいただきましたので、約半年後に迫ったオープンに向けて、パンフレット作成を進めていきたいと思っています。</p> <p>コミュニティセンターの利用者団体の方々には、昨年10月に2回、今年の2月に1回、新施設の計画内容や</p>

		<p>進捗状況について説明させていただきました。また、先日は使用料金や団体登録の制度について説明をさせていただいたところです。広報やホームページ等でも、はにぽんプラザの情報を発信しておりますが、希望する団体についてはスムーズに新施設での活動へ移行できるように、今後ともワークショップでの情報を適宜お伝えいただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
--	--	--

本庄市市民活動交流センターカフェ・ショップ出店者
選定委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 市民活動交流センター1階カフェ及びショップスペースにおいて店舗を運営する業者を選定するにあたり、業者の募集方法や選定方法について検討するため、本庄市市民活動交流センターカフェ・ショップ出店者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- （1）業者の募集方法、募集時期について
- （2）業者の選定方法、選定基準について
- （3）その他必要と思われる事項について

（組織）

第3条 委員会は、委員19名で組織し、委員は、管理運営ワークショップのメンバー、市民生活部長及び財政課長とする。

2 委員会に委員長を置き、委員長は市民生活部長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が召集する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動推進課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年10月29日から施行する。

【案】

本庄市市民活動交流センター（はにぽんプラザ）

カフェ出店者募集要項

1. 募集概要

- ・本庄市市民活動交流センター（以下「センター」という。）を利用する方々への飲食の提供を行う。
- ・公共施設内で運営する点に留意し、センターの利用者の利便性向上に努めるとともに、地域住民にも利用しやすい雰囲気や仕組み作りに努める。

2. 店舗概要

- ・場所：本庄市銀座1-1-1 センター1階カフェ
- ・面積：25㎡
- ・各階平面図（別紙1参照）
- ・カフェ厨房平面図及び厨房器具表（別紙2参照）
- ・カフェ厨房展開図及び家具図（別紙3参照）
- ・カフェ及び交流スペースのレイアウト計画図（別紙4参照）

3. 施設概要

- ・名称：本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）
- ・竣工：平成27年3月
- ・オープン：記念式典 平成27年5月31日（予定）
一般利用 6月 1日
- ・構造：鉄筋コンクリート造3階建て
- ・延床面積：4,217.42㎡
- ・主要施設：多目的ホール（定員212名）、展示ホール、事務室、フィットネスルーム、市民活動フリーミーティングスペース、各階交流スペース、活動室A～G、音楽スタジオA・B、キッチンスタジオ、アトリエ、社会福祉協議会、市民活動支援ルーム、個人学習ルーム、団体ロッカー（72個）、作業室（印刷機、大判プリンター）…等
- ・休館日：年末年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）
- ・利用時間：午前9時から午後10時まで

4. 出店条件

(1) 応募資格

既に事業をされている方・これから新しく起業しようとする方、いずれも問わない。ただし、以下のすべてに該当する方に限る。

①平成26年12月現在で、本庄市内に住所を有する法人・個人であること。

② 食品衛生法及他の法律に基づく行政処分を過去3ヶ年の間に受けたことがないもので、関係法令を遵守する管理体制があること。

③ 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

④ 本庄市税に滞納がないこと。

(2) 営業品目：品目は問わないが、アルコール類は不可とする。

(3) 営業日：原則として、センターの開館日内とし提案項目とする。

※センター休館日：1月1日から同月3日まで、及び12月29日から同月31日まで

(4) 営業時間：原則として、利用時間内とし提案項目とする。

※センター利用時間：午前9時から午後10時まで

(5) 厨房備品、什器など

- ・厨房設備や什器等の備品は、無償で貸与する（別紙2参照）。出店者は、貸与された備品を適正に管理するとともに、維持修繕に係る費用は出店者が負担すること。
- ・出店者が調達した厨房備品及び什器類等の行政財産使用期間終了時の取り扱いは、出店者が自己の責任により撤去すること。

(6) 店舗内の内装工事等

- ・内装工事については、市に内装工事設計書を提出し、承認を得ること。
- ・出店者により施工すること。
- ・返還の時は、出店者は造作請求権を放棄し現状回復すること。

(7) 維持管理費等

- ・電気、ガス、上下水道等光熱水費並びに消毒衛生管理及びゴミ処理費等維持管理にかかる費用は出店者の負担とする。
- ・電話設置費及び電話代は、出店者の負担とする。

(8) 営業許可の申請など

- ・食品衛生法に基づく営業許可申請、その他関係法令の規定による諸官庁への届出等は出店者が行うこと。

(9) 行政財産の使用許可について

- ・出店者は、カフェの使用にあたり本庄市より行政財産使用許可を受けること。
- ・使用期間は、使用許可の日から平成28年3月31日までとする。ただし、使用許可期間以降も継続して使用を希望する場合は、1年間ごとに更新をすることができる。

(10) 行政財産使用料

- ・平成27年度の使用料については、月額50,499円とし、毎月ごとに末日を期限として納付するものとする。ただし、年額一括納付は妨げない。
- ・平成28年度以降の使用料については、行政財産使用料の算出基礎となるセンター敷地の適正な価格（固定資産税評価額）が変動した場合には見直しを行うこととする。

(11) 権利の譲渡等の禁止

- ・行政財産使用許可に基づく権利の全部または一部を、第三者に譲渡、転貸、その他担保に供し、もしくは営業の委託、名義を貸与等することはできない。

(12) 使用許可の取り消しについて

- ・ カフェの運営にあたり、出店者が許可条件に違反したときは、行政財産使用許可期間にかかわらず、行政財産使用許可を取り消すことがある。この場合において、出店者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(13) その他

- ・ センター内での開店準備については、平成27年4月以降において市と協議のうえ行うこと。
- ・ 平成27年5月31日を予定しているセンターの記念式典に合わせ営業を開始すること。
- ・ 出店者の都合でカフェの運営を取りやめる場合は、市に対して3ヶ月以上前に報告すること。
- ・ 応募申込みに要した一切の費用は、応募者負担とする。
- ・ 出店申請書及び関係書類は、返却しないものとする。
- ・ 入居団体相互の交流促進とセンターの機能向上を目的として、定期的（3～4ヶ月に1回程度を予定）にセンターに入居している団体（業者を含む）や利用団体、市等との意見交換会を開催するので、積極的に参加すること。
- ・ この要項及び行政財産使用許可書に定めのないものは、市と出店者が協議のうえ取り決める。

5. 応募方法

(1) 出店申請

- ・ 出店申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添えて申し込むこと。

〈関係書類〉

法人の場合	個人の場合
営業経歴書（様式2）	履歴書
申請者の身分証明書	同左
健康保険加入証明書又は健康保険証の写し	同左
過去2年間の損益計算書	過去2年間の収支報告書又は所得証明書
市税に滞納がない証明書（課税課で発行）	市税に滞納がない証明書（課税課で発行）
食品衛生責任者資格証の写し	同左
営業企画書（様式3）	同左
定款及び法人登記簿謄本	

(2) 申請書類の受付

- ・ 受付場所：本庄市役所市民活動推進課（本庄市役所3階）
- ・ 受付期間：平成27年2月2日（月）～2月16日（月）〔ただし、土・日・祝祭日は除く。〕
- ・ 受付時間：午前8時30分～午後5時15分

(3) その他

- ・ 質問等がある場合は、平成27年1月26日（月）午後4時までに質問書（様式4）により、

文書で行うこと。

- 質問が出た場合の回答については、1月30日（金）に市民活動推進課窓口（市役所3階）での閲覧及び市ホームページに掲載します。

6. 選考方法

- 第1次選考（書類審査）と第2次選考（プレゼンテーション審査）を行い、平成27年3月末日までに本庄市で決定する。

7. 選考の日程

- 第1次選考（書類審査）：平成27年2月下旬（予定）
 - 第2次選考（プレゼンテーション）：平成27年3月中旬（予定）
- ※第1次選考通過者についてのみ、第2次選考の開催日等を文書で通知する。

8. 結果の発表

- 第1次選考：応募者全員に文書で通知する。
- 第2次選考：第1次選考通過者全員に文書で通知する。

9. 問い合わせ先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所市民活動推進課

電話：0495-25-1118

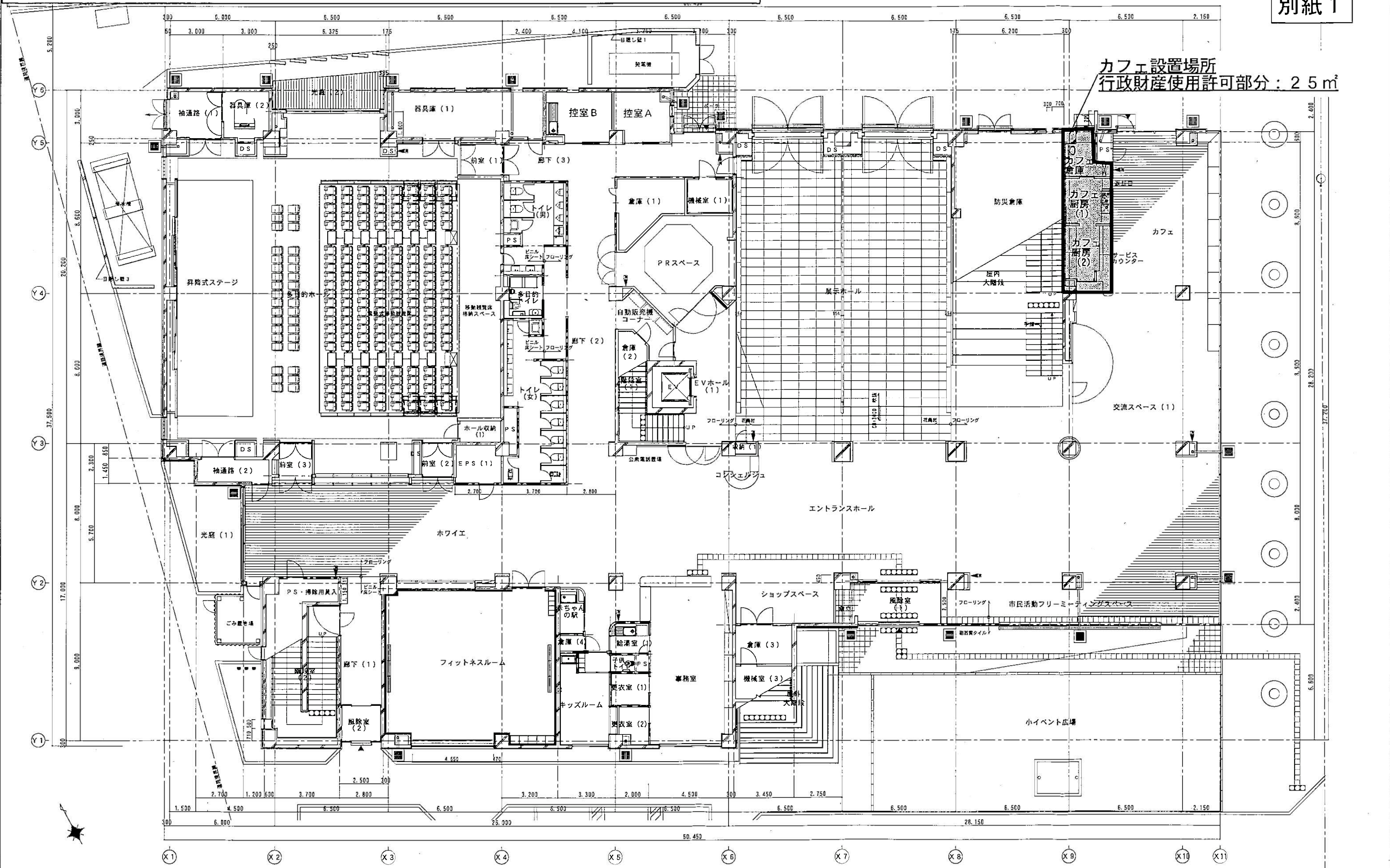
FAX：0495-22-0602

E-mail：katudou@city.honjo.lg.jp

本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）1階平面図

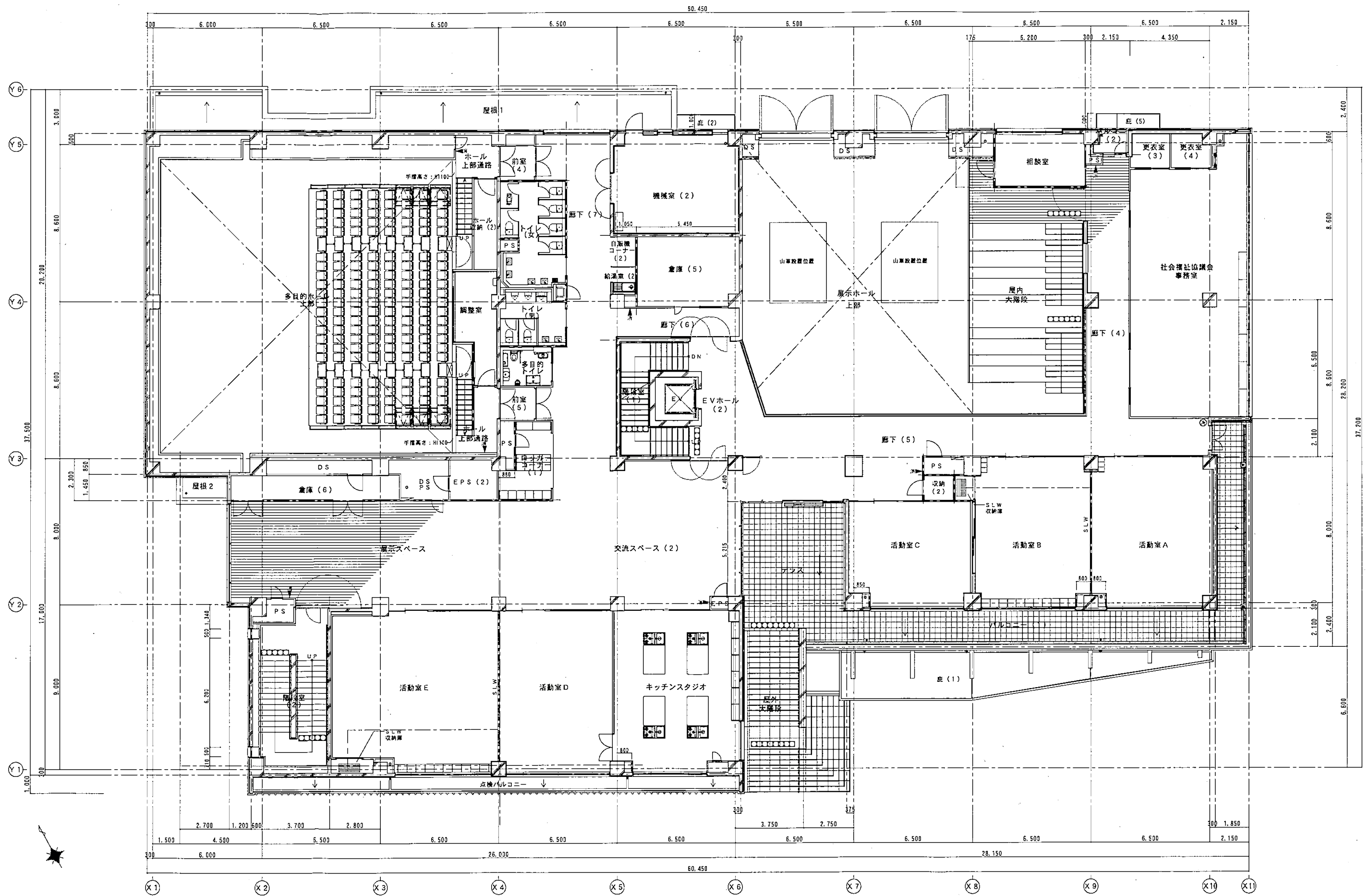
A1: 1/100
A3: 1/200

別紙 1



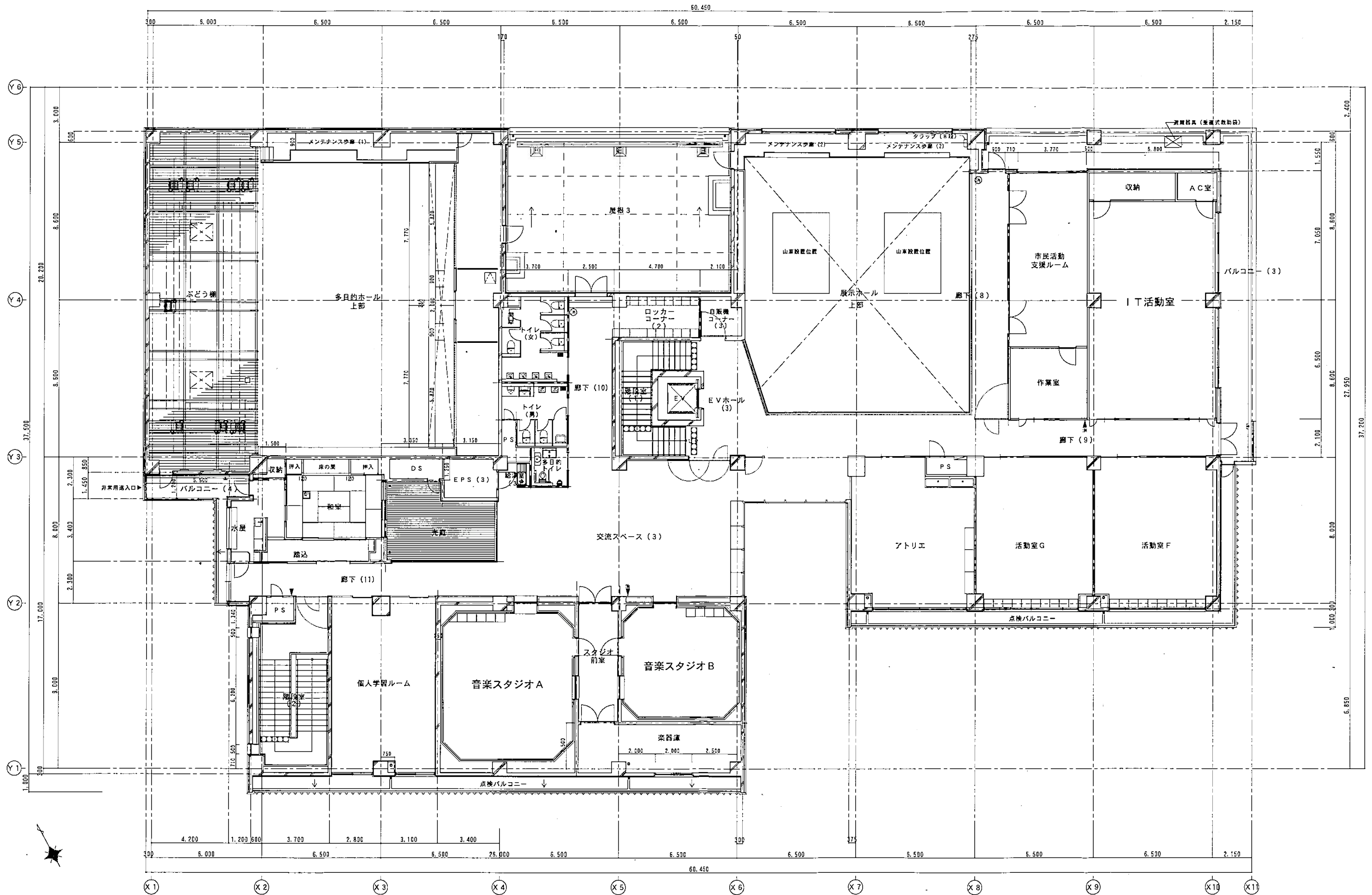
本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）2階平面図

A1 : 1/100
A3 : 1/200

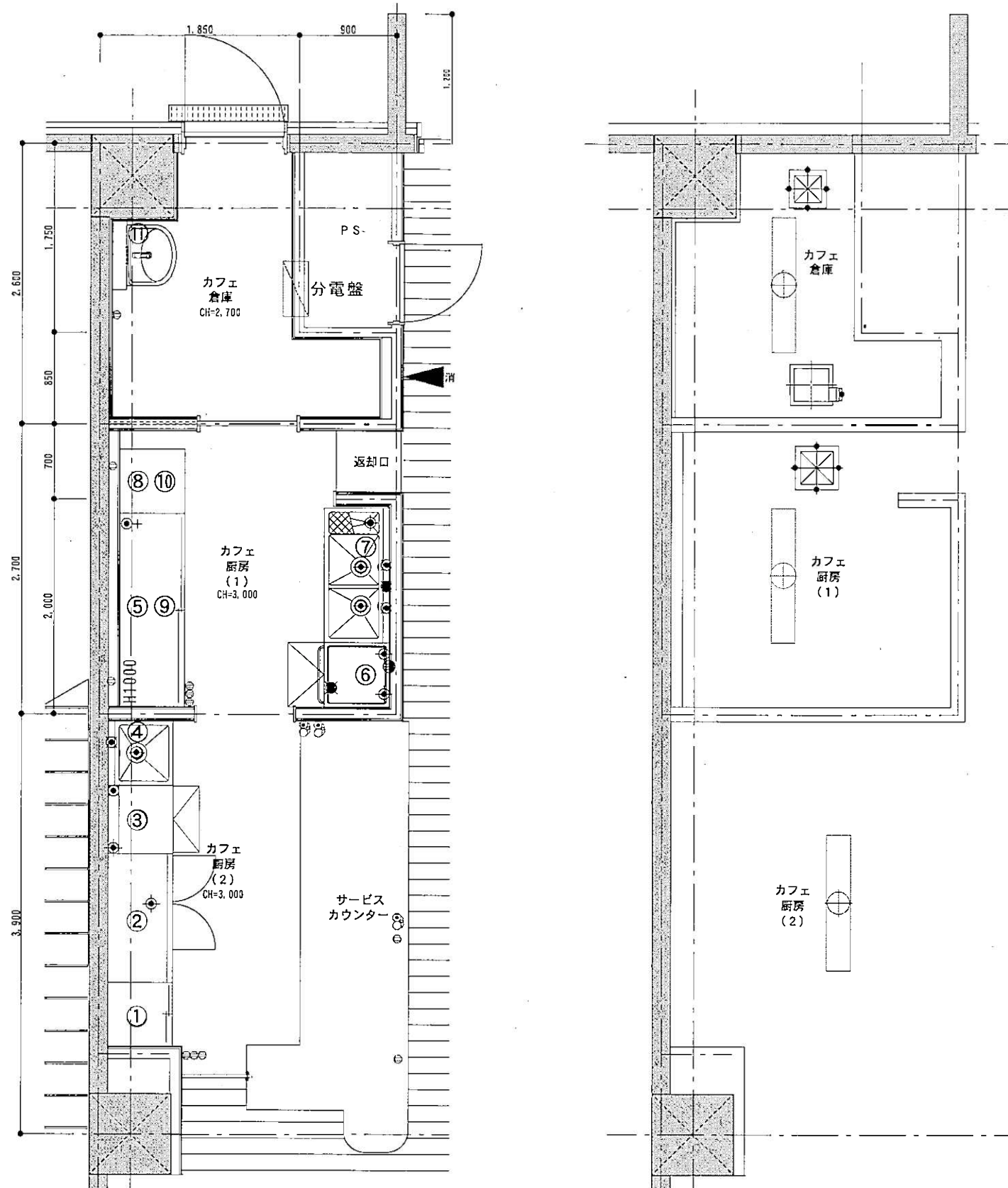


本庄市市民活動交流センター（愛称：はにぽんプラザ）3階平面図

A1: 1/100
A3: 1/200



カフェ厨房平面図及び厨房器具表



階	1階
室名	カフェ倉庫、カフェ厨房(1)
床仕上	ビニル床シート
壁下地	軽量鉄骨、打放し
壁仕上	塗装仕上
天井仕上	化粧石膏ボードt9.5
天井高さ	2,700(倉庫)、3,000(1)

階	1階
室名	カフェ厨房(2)
床仕上	ビニル床シート
壁下地	軽量鉄骨、打放し
壁仕上	塗装仕上、モザイクタイル貼 流し台廻り：陶器質タイル100角
天井仕上	石膏ボードt12.5+塗装仕上
天井高さ	3,000

凡例	
⊕	コンセント
⊖	スイッチ
⊗	電話モジュージャック
⊕+	ガス栓
⊗	換気扇
⊖	天井吹出口
⊖	照明器具

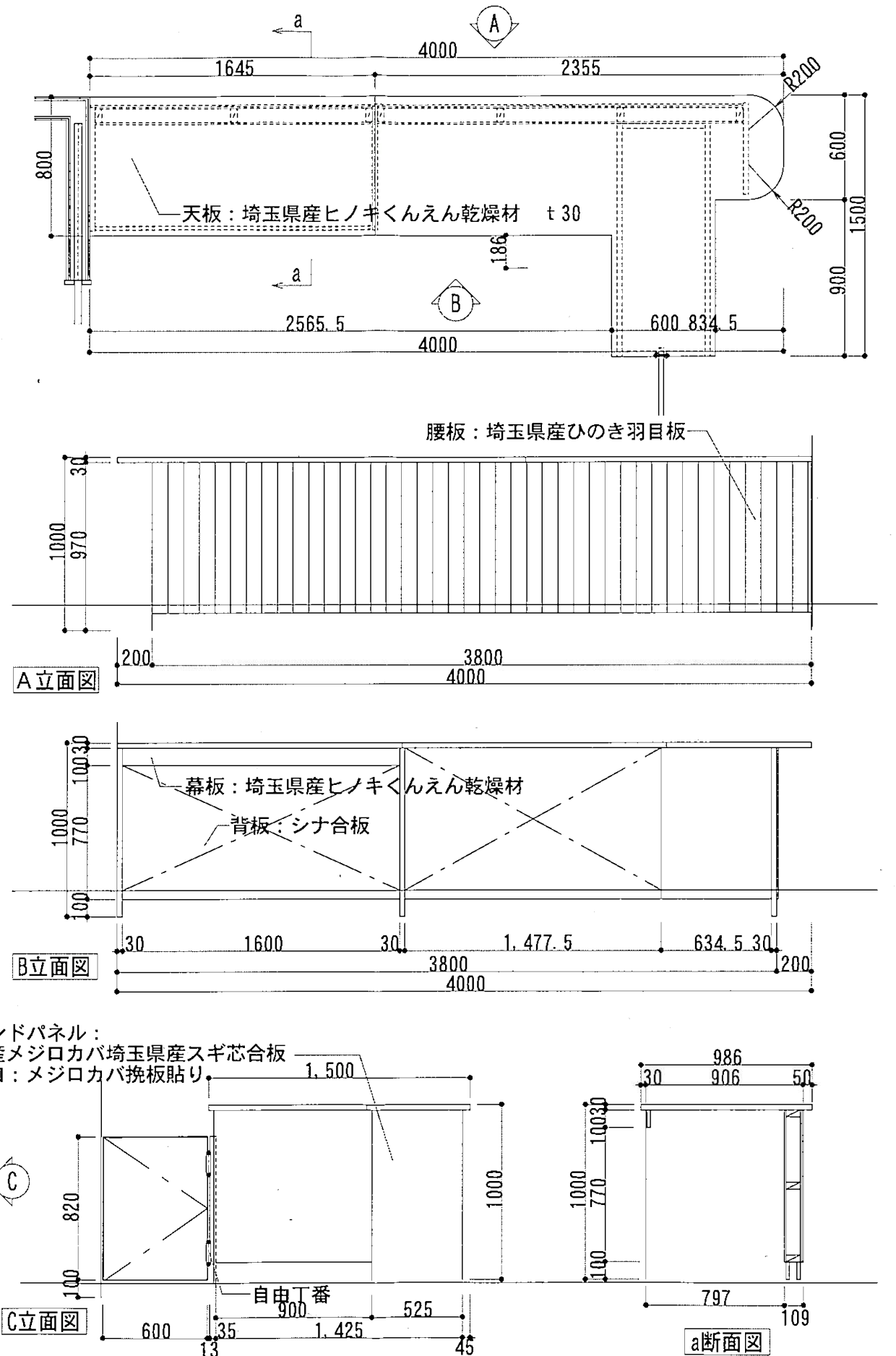
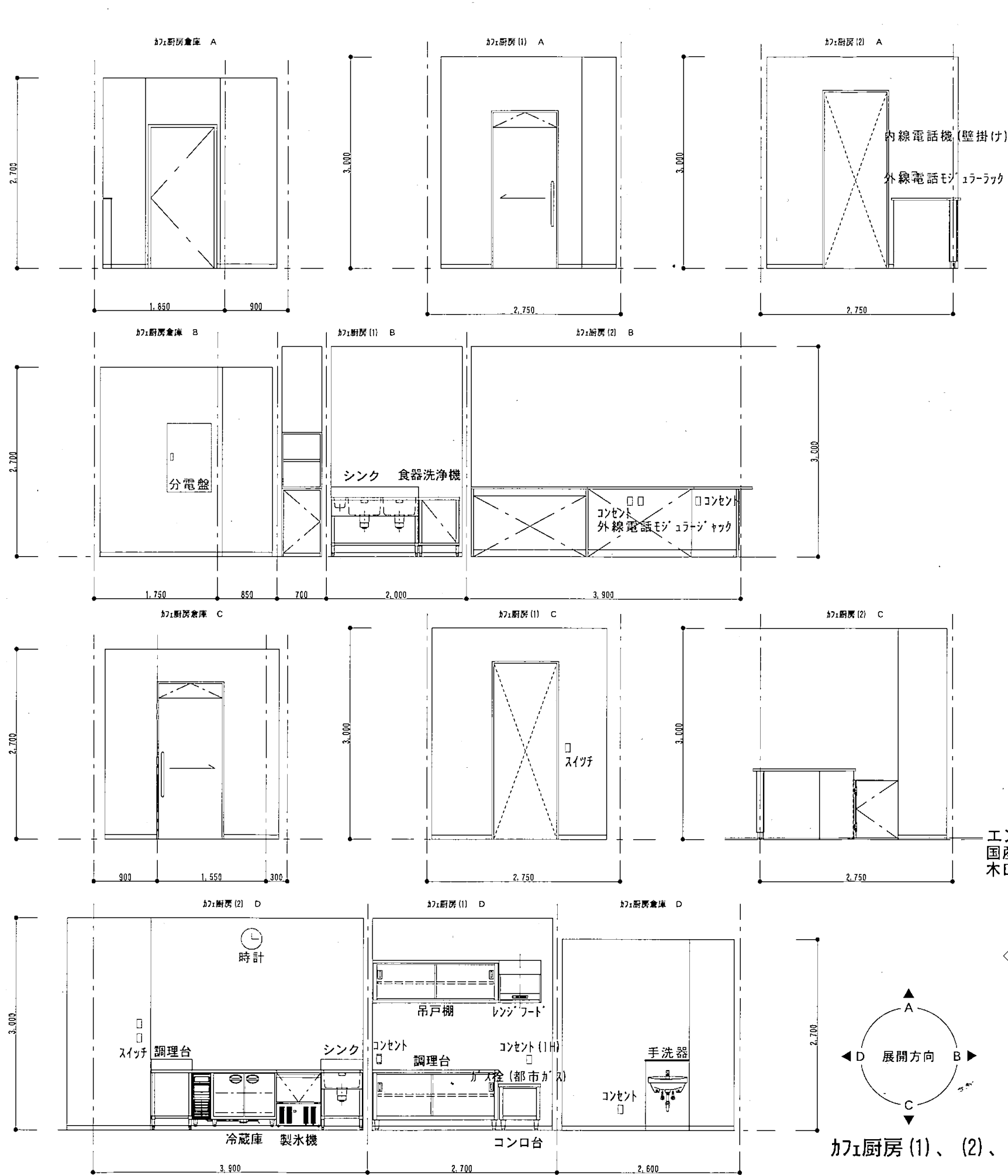
厨房器具表

NO.	品名	台数	寸法(規格) mm			配管接続口径(A)			ガス(kw)		電気(kw)		備考
			開口	奥行	高さ	給水	給湯	排水	口径	消費量	1φ100V	3φ200V	
1	調理台	1	(580)	600	850								中棚1段
2	コールドテーブル冷蔵庫	1	1200	600	850			40			0.23		239リットル
3	製氷機	1	630	500	850	15		40			0.51		製氷能力66/73kg/日
4	一槽シンク	1	600	600	850	15		50					
5	調理台	1	1800	600	850								中棚1段
6	アンダーカウンター食器洗浄機	1	600	600	850		15	40*2				4.12	30~45ラック/h
7	ダスト付二槽シンク	1	1250	600	850	15*2	15	50*3					
8	コンロ台	1	600	600	650				13φ	9.2			
9	吊戸棚	1	1800	350	600								
10	レンジフード(換気扇)	1	600		600								
11	手洗器	1	560	460	800								

カフェ厨房(1)、(2)、倉庫 平面図 S=1/50

カフェ厨房(1)、(2)、倉庫 天井伏せ図 S=1/50

カフェ厨房展開図及び家具図

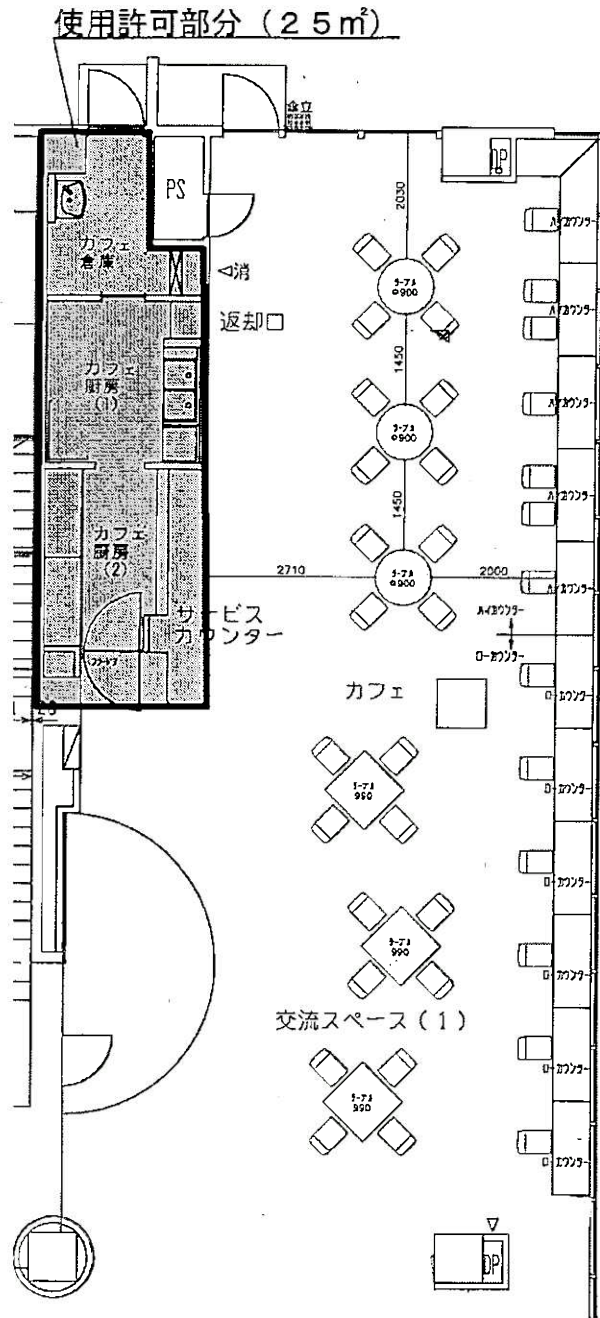


カフェ厨房(1)、(2)、倉庫 展開図 S=1/60

サービスカウンター家具図

カフェ及び交流スペースのレイアウト計画（使用許可以外部分）

- カフェ：19席（4人掛け×3テーブル、カウンター7）
 - 交流スペース：18席（4人掛け×3テーブル、カウンター6）
- ※カフェと交流スペースの間については仕切りを設けず、誰でも自由に利用できるスペースとして使用許可部分に含めない。



様式 1

本庄市市民活動交流センターカフェ出店申請書

平成 年 月 日

(あて先) 本庄市長

[申請者]

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

私は、本庄市市民活動交流センターのカフェに出店したいため、関係書類を添えて申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

[連絡責任者]

所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E メ ー ル	

<送付先>

〒367-8501

本庄市本庄 3-5-3

本庄市市民生活部市民活動推進課

TEL : 0495-25-1118

FAX : 0495-22-0602

Eメール : katudou@city.honjo.lg.jp

営業企画書

申請者名 ()

1	出店動機	
2	経営方針 (基本理念、特徴、セールスポイント等)	
3	営業プラン	<p>①想定する主たる客層について</p> <p>②その客層に対する戦略について</p> <p>③店舗の雰囲気づくりについて</p> <p>④提供するメニューの特色や展開について</p> <p>⑤メニューの提供方法について</p>

4	営業時間帯	<営業時間>				
		<休業日>				
5	従業員の配置 計画					
6	メニュー及び 価格（予定）	No.	種類	品名	価格（税込）円	備考
		1				
		2				
		3				
		4				
		5				
		6				
		7				
		8				
		9				
		10				
		11				
		12				
		13				
		14				
		15				
		16				
		17				
		18				
		19				
20						
<添付書類> 収支計画書【必須】※様式は任意（ただし、A4サイズとする。）						

様式 4

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先) 本庄市市民活動推進課長

[申請者]

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

[連絡責任者]

所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E メ ー ル	

本庄市市民活動交流センターカフェ出店者募集における下記事項について、質問書を提出します。

質問事項	質問内容

質問事項	質問内容

※提出期限は、平成27年1月26日（月）午後4時まで

※回答については、1月30日（金）に市民活動推進課窓口（市役所3階）での閲覧及び市ホームページに掲載

<提出先>

〒367-8501

本庄市本庄3-5-3

本庄市市民生活部市民活動推進課

TEL : 0495-25-1118

FAX : 0495-22-0602

Eメール : katudou@city.honjo.lg.jp